



# 邑南町商工会通信

発行：邑南町商工会  
TEL：95-0278（本所）  
83-0028（瑞穂支所）  
87-0055（羽須美支所）  
<https://oonan.shoko-shimane.or.jp/>

12月 令和6年12月号

## 邑南町商工会『公式LINE』のお知らせ（再掲）

### 邑南町商工会 公式LINE

できました!!

補助金などの情報を  
定期的に配信していこうと  
思いますので  
登録よろしくお願ひします♪



(読み取れない場合は、  
ID：@418bwrzr  
でご検索下さい。)

### 公式LINE 登録の仕方



- 01 LINEのホーム画面を開く
- 02 左画像の2の○内にある画像をクリック!
- 03 商工会公式LINEのQRコードを読み取る
- 04 友達追加し、完了!!

### お知らせ

## 出張個別相談会

予約方法：電話・公式LINE

・Instagram

岡先生の出張個別相談会の日程は…

\*ご予約お待ちしております♪

日時:12月13日(金)

→ ①10:00~11:00 ・ ②11:20~12:20  
③13:40~14:40

場所：邑南町商工会 本所

日時:1月15日(水)

→ ①10:00~11:00 ・ ②11:20~12:20  
③13:40~14:40 ・ ④15:00~16:00

場所：邑南町商工会瑞穂支所



↑公式LINE



↑Instagram

### お知らせ

## Instagram掲載希望事業者を募集中です

Instagramでは、会員事業者さんの事を中心に情報発信しています。  
掲載希望がありましたら取材にお伺ひしますので、ぜひお問い合わせください



今までの取材記事はこちら

おあなん  
相談所

# 厳しい今だからこそ！ 経営計画作りませんか？

## ①目指すは、売上アップ 利益アップ

人口減少や高齢化など厳しい経営環境の中で、経営の維持・発展には計画的な取り組みが有効です。一方で、経営計画作って経営している方はあまり多くないのが実態です。計画作ることにより、売上アップ、利益アップへの道筋ができます。また、資金調達や補助金の活用で有利になることがあります。商工会が応援しますので、計画づくりに挑戦しましょう。

## ②健康チェックで、健康増進 体力アップ

邑南町商工会では、経営計画作成に取り組む前に、経営の健康診断をお勧めしています。将来の経営を考える前に、しっかり会社の状態を把握した上で、売上アップ、利益アップの作戦を考えましょう。商工会では、“経営の健康チェック”を無料で実施しますので、是非ご利用ください。

計画づくりの第一歩は、自らを知ること

**“経営の健康チェック（無料）” 希望者大募集中！**

お問合せ・お申込みは、[商工会へ](#)

### <ステップ1> 簡単・健康チェック（財務分析）

決算書で健康チェックをしてみましよう！商工会の経理システムをご利用の方は、簡単に分析データが出せます。また、その他の方も決算書があれば、商工会で分析データを提供できます。まずは、商工会にご相談ください。

→→→もっと経営のことを考えてみたい方は、次のステップへ

<ステップ2>  
○健康診断（経営分析）

<ステップ3>  
○経営計画作成

「経営計画？？？ 何から手を付けたら良いかわからない・・・」

「貸借対照表？損益計算書？ どう見たらいいの・・・？？」

**！！！！心配ご無用！！！！**

経営計画は「作ってみること」から始まります、難しいことはありません。まずは、経営分析を行って経営の実態をあらためて見つめ直し、一緒に経営計画を作りながら将来のビジョンを描いていきましょう！





## 《 大切なお知らせです! 》

★早めの年末調整、決算・確定申告のご準備をお願いします★

今年も12月となり、年末調整、決算・確定申告の時期が近づいてきました。年末年始の忙しい時期ですので、余裕を持った書類等の準備をお願いします。

～年末調整の納付期限について～

納期特例の承認を受けていない方 → 1/10 (金) まで

納期特例の承認を受けている方 → 1/20 (月) まで

法定調書の提出期限は1/31 (金) までです!

ご不明な点等がございましたら商工会までお気軽にお問い合わせください!



## 商工貯蓄共済のご案内

詳しくは邑南町商工会まで!

TEL: 0855-95-0278

1口2,000円から始められる

10年または5年満期の死亡保障付き貯蓄型共済!



商工会の共済は、貯蓄もできて掛金もお手頃です!

### 加入資格・・・商工会の会員限定

- 会員とその家族、従業員が加入できます。
- 共済期間 10年満期 (6歳から65歳まで)  
5年満期 (60歳から70歳まで)
- 被共済者1人あたり30口まで加入OK!  
※15歳未満は10口まで
- 初回加入時は、健康状態の告知が必要です。
- 満期時、健康状態の告知が不要で継続加入が可能のため、病気療養中の方でも更新できます。※年齢、条件等でできない場合もあります。

### 月額掛金・・・1口2,000円

- 掛金は、年齢・職業・性別に関わらず同一。
- 掛金納入は、金融機関口座より引落し。
- 死亡保障の保険料は、掛金内に含まれており **団体割引 & 年払いで割安** となっています。
- 経費 (手数料) として、年額1口あたり1,200円が掛金より差し引かれます。

### 満期金・・・掛金の積立 & 利息・配当金を満期金としてお受取り

- 掛金の大部分が積立となり、掛け捨てではありません。
- 急な資金が必要になった場合、解約することなく積立分の一部をご利用できます。
- **令和4年配当率は20.44%!**

### 死亡共済金・・・被共済者がお亡くなりの場合にお支払い

- 万が一の時、割安な保険料で保障を提供!
- お支払いの際は、共済金にあわせて積立金もお支払いします。  
(引受保険会社 ジブラルタ生命保険株式会社)

### 高度障害給付金・・・高度障害状態になった場合にお支払い

- **リビング・ニーズ特約** もついています。



詳しくはこちら

(独) 勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

TEL (03) 6907-1234  
FAX (03) 5955-8211

パートタイマーさんや  
家族従業員も加入できます

#### 簡単

- 外部積立型で管理が簡単
- 退職金試算額もお知らせ

#### 有利

- 掛金の一部を国が助成
- 掛金は全額非課税

#### 安心

- 確実な退職金支払
- 安心の資産運用

中退共の  
退職金制度なら

社長の決断、  
応援します。

退職金

# 子育てしやすい 職場づくりに 取り組む企業を 応援します

事業者の皆様へ



# 出産後の 職場復帰に 取り組む企業を 応援します

子育てしやすい職場づくり奨励金

出産後職場復帰奨励金

## 奨励金

**10万円** [1制度導入]  
上限 20万円

次のア・イの制度を令和2年4月1日以降に導入し、  
令和4年度内に一定の利用実績があること

### ア 時間単位の有給休暇制度

(対象) 18才までの子どもがいる労働者  
(実績) 対象者1名が合計8時間取得

### イ 育児短時間勤務制度の育児対象拡大(小学6年生以下)

[代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ]  
(対象) 3才以上小学6年生以下の子どもがいる労働者  
(実績) 対象者1名が合計20日間利用

※申請期限:支給要件を満たした翌日から6カ月以内

※奨励金の用途に定めはありませんので、就業規則作成費用などにも  
活用していただくことができます。

主な要件

**[令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合]**  
労働者30人未満の事業所、かつ 左記以外の常勤労働者  
初めて本奨励金を申請する事業所の場合 50人未満の事業所

**20万円/人** **10万円/人**

主な要件

- ・育児休業を3ヶ月以上取得し、  
職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
- ・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- ・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に  
今後も取り組むこと
- ・申請期限:支給要件を満たした翌日から6カ月以内

**[令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合]**

育児休業17か月以上 育児休業3か月以上 育児休業3か月未満  
17か月未満 または産休のみ

**40万円/人** **20万円/人** **10万円/人**

主な要件

- ・産前産後休業または育児休業を取得し、  
職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
- ・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- ・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に  
今後も取り組むこと
- ・申請期限:支給要件を満たした翌日から1年以内

**対象事業者** 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等  
(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)  
**対象事業所** 常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等)

働きやすくて子育てもしやすい職場がうれしいね!



詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください